

大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業に関する基本協定書（案）

大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業（以下「本事業」という。）に関して、公立大学法人大阪（以下「発注者」という。）および〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は本事業について、発注者が実施した技術提案の公募手続（以下「本公募手続」という。）において、優先交渉権者の技術提案を選定したことを確認し、発注者と優先交渉権者による工事の請負契約（以下「本工事請負契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 発注者および優先交渉権者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

2 発注者および優先交渉権者は、本協定の締結の日から本工事請負契約の締結の日または価格等の交渉の不成立が確定する日までの間、本協定を履行する。

（技術協力等）

第3条 優先交渉権者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事請負契約に関する設計期間において、本工事請負契約の締結に向けて、発注者が別途発注した設計業務の受注者（以下「設計者」という。）が行う設計に対する技術協力業務を実施するため、見積合せの上で本公募手続に係る技術協力業務委託契約（以下「本技術協力業務委託契約」という。）を発注者との間で締結する。

2 発注者および優先交渉権者は、設計者を含む三者との間で、本事業の設計業務に関する協議を行うため、本公募手続に係る設計協力協定（以下「パートナーシップ協定」）を締結する。

3 優先交渉権者は、発注者が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

4 発注者は、優先交渉権者が行う技術協力業務に必要な情報を可能な限り提示する。

（有効期間）

第4条 本協定は、本協定の締結の日から本工事請負契約が締結された日まで、または、価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし第7条から第10条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（価格等の交渉）

第5条 価格等の交渉とは、発注者および優先交渉権者が、第3条に規定する技術協力業務を踏まえ

て作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。

- 2 優先交渉権者は、設計の進捗に応じて全体工事費を算出し、本技術協力業務委託契約の初期段階、中間段階、その他発注者が必要と認めた時期に、全体工事費を記載した概算見積書およびその算出の根拠となった資料（以下、「概算見積書等」という。）を発注者に提出する。
- 3 優先交渉権者は、工事費の内訳書を付した精算見積書およびその見積条件を記載した資料（以下「精算見積書等」という。）を作成し、発注者に提出する。
- 4 発注者は、優先交渉権者に対し、前二項の規定により、概算見積書等および精算見積書等の提出を求めるに当たっては、その旨を事前に通知する。
- 5 発注者および優先交渉権者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計の内容や成果物等に基づき価格等の交渉を行う。この場合において、発注者が業務履行中に提示する本事業の予算額（以下「予算額」という。）と精算見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
- 6 前項の規定により見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた精算見積書等を提出し、改めて前項に基づく交渉を行う。
- 7 前2項に基づく交渉の結果、精算見積書の見積額が予算額を下回っていることが確認できた場合は、価格等の交渉が成立するものとする。
- 8 第5項および第6項に基づく交渉の結果、前項の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

（契約手続等）

- 第6条 優先交渉権者は、前条第7項により価格等の交渉が成立した場合、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた最終の精算見積書等を提出する。
- 2 積算基準類に設定の無い工種等の見積金額について、機材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については本工事請負契約書第24条に基づく請求の対象外とする。
 - 3 優先交渉権者は前条第3項と同じ方法により見積書を提出し、発注者と見積合せを行う。
 - 4 発注者および優先交渉権者は、前項の見積合せの結果、見積書の工事金額が予算額を下回った場合は、本工事請負契約を締結する。

（価格等の交渉の不成立）

- 第7条 発注者は、第5条第8項により価格等の交渉が不成立となった場合、発注者は、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。
- 2 前項に規定する場合、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第8条から第14条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 3 発注者は、優先交渉権者と工事請負契約を締結できない場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザル参加者のうち評価結果の順位が上位であった者から順に、技術協力業務の委託契約締結の交渉を行う。
- 4 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、第三者に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 優先交渉権者は、発注者の書面による事前の承諾による場合を除き、本協定上の地位および本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し、または承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。

(特許工法その他の特許権等の取り扱い等)

第9条 第7条により工事請負契約が締結されなかった場合は、発注者は、技術協力業務の委託契約に基づき優先交渉権者が発注者に引き渡した成果物および技術協力業務により実施設計に採用された優先交渉権者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等を指し、特許権、実用新案権、意匠権については優先交渉権者に係る発明、考案、意匠で権利登録される前のもの、商標権については出願中のものを含む）を使用することができる。

(損害賠償等)

第10条 第7条により工事請負契約が締結されなかった場合における発注者と優先交渉権者間の損害賠償義務の有無および範囲については、信義誠実の原則に則り、その帰責原因の有無と程度については、次の各号のとおりとする。

- (1) 優先交渉権者は、帰責原因が優先交渉権者にある場合は、発注者に発生した損害を賠償する。
 - (2) 発注者は、帰責原因が発注者にある場合は、優先交渉権者に発生した損害を賠償する。
 - (3) 発注者、優先交渉権者の双方に帰責原因がある場合は、各自の帰責原因の程度、割合によってそれぞれの損害賠償の有無と範囲を別に定める。
- 2 優先交渉権者が工事請負契約の締結に先立って行った資材発注等によって生じた損害等について、発注者は優先交渉権者に対して一切の責任を負わない。

(秘密保持等)

第11条 優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、または発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。本協定履行完了後も同様とする。

(協定内容の変更)

第12条 本協定書に規定する各事項は、発注者および優先交渉権者の書面による同意がなければ変

更することはできない。

(準拠法および管轄裁判所)

第13条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第14条 本協定書に定めのない事項または本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者および優先交渉権者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号3階
公立大学法人大阪
理事長 福島 伸一

優先交渉権者

〇〇〇〇